

# 人権かながわ

## 2017



「いずも（遠望）」 撮影 委員 福田 護（横須賀基地学習会開催時に撮影）

## Contents

2 巻頭言 ..... 神奈川県弁護士会会長 延命 政之

### 3 **特集** - 事件報告

- 性的少数者の人権を侵害する差別発言に対する警告事件 .....  
委員 齋藤 信子
- 留置施設における拘束具の不適切使用に対する警告事件 .....  
委員 海野 宏行 委員 小宮 玲子  
委員 浦西洋行 委員 近江谷 維人

### ●部会報告

- 7 横須賀基地学習会 ..... 委員 山岡 遥 平
- 8 米艦防護の行く先に何かがあるのか ..... 委員 福田 護
- 9 子の利益から考える面会交流 ..... 委員 斉藤 秀樹
- 11 外国人・難民と共に生きる！  
～駒井知会弁護士が語る外国人事件のやりがいと課題  
..... 委員 小豆澤 史 絵
- 13 働く人部会の活動報告 ..... 委員 鈴木 兼一郎

### ●委員会報告

- 2017年の人権擁護委員会の活動について ..... 委員長 本田 正男

## 巻頭言



神奈川県弁護士会会長 延命 政之

2016年に日本国憲法が公布されて70年を迎えた。日本国憲法には、護憲論・改憲論など様々な議論がある。この憲法が戦勝国からのお仕着せの憲法であるとして、1日も早く憲法を改正すべきだとする論調があるが、この論調には違和感がある。敗戦の焦土を彷徨いながら戦争放棄・恒久平和主義にたどり着き、全体主義の桎梏の世の中から人間らしい暮らしを追い求めて国民主権、基本的人権尊重という普遍的な価値にたどり着いたのである。これらの集大成として現行憲法が誕生したことを改めて想起すべきである。

2015年、憲法9条に反するいわゆる安全保障関連法（安保法）が成立した。憲法が国家権力を制約し、国民の権利自由を守るという立憲主義に立ち返って考えるべきだと弁護士会は会長声明を発売した。国会周辺では、若者を中心としたデモが連日続き、弁護士会も安保法に反対するデモ行進を行った。参考人として国会に出頭した3人の憲法学者がそろって、この安保法は立憲主義に反し違憲であると声を上げたのは記憶に新しい。

2017年秋に、北朝鮮の脅威や憲法改正の必要性などを主な争点として衆議院が解散された。総選挙の結果、憲法改正を公約にした与党が勝利し、憲法改正の発議に必要な3分の2の議席を獲得した。また憲法改正に賛同する新しい保守政党も誕生し、憲法改正にとって追い風が吹き始めている。憲法の改正は、政治のパワーバランスで決められるものではなく、国会の発議に基づいて国民に価値観の変化を問うもので、最終的には国民が判断すべき問題である。国民の意見を十分に汲み取って十分な議論を尽くすべきだ。

国民の価値観のなかで何が議論の対象になっているのだろうか。①立憲主義の位置づけ、②家族のあり方、③最高法規性の存否、④緊急事

態条項の要否などの論点が浮上している。また、⑤憲法9条自衛隊加憲論も論点に加えられた。

これらの論点の中で、憲法9条の問題もさることながら、家族のあり方に関する問題には慎重に対応すべきである。憲法24条は、結婚や離婚、相続など「家族のあり方」に関する法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に基づいて制定されなければならないと規定する。他方、「家族は社会の自然かつ基礎的な単位として尊重される。家族は互いに助け合わなければならない」と、個人ではなく家族を中心に捉える考え方がある。この考え方は、戦前の「家制度」への回帰に警鐘を鳴らし、夫婦別姓や同性婚、LGBTなど家族の多様性を認めようとする時代の流れに反するものである。

神奈川県弁護士会では、2017年5月から2018年3月にかけて、「憲法は生きているか？」と題して日本国憲法施行70年記念連続講座を開催している。各回のテーマは、第1回「内心の自由と共謀罪」、第2回「ヘイトスピーチ～差別と、表現の自由と～」、第3回「憲法9条と改憲問題～自衛隊条項、緊急事態条項とは何なのか～」、第4回「なぜ24条が狙われるのか～両性の本質的平等と9条との密接な関係について～」、第5回「貧困 人間らしく生きるために」、第6回「原発被害～ふるさとを奪われて～」である。いずれも立憲主義や憲法改正に関する中心論点に関する講座だ。

立憲主義と憲法改正。日本のあるべき姿が問われている。愛する家族と子孫のために、地に足の付いた議論が必要だ。今こそ、より質が高くきめの細かな議論が求められている。今後も弁護士会は、市民・県民が憲法に関する問題についての確に判断ができるように、より質が高くきめ細かな情報を提供し続けていきたい。

## 特集

## 事件報告

# 性的少数者の人権を侵害する 差別発言に対する勧告事件

委員 齋藤 信子

2017年6月8日、神奈川県弁護士会は、海老名市議会議員が、インターネットサイトTwitterでおこなった「同性愛は異常」等の3件のツイートについて、これは性的少数者の人権を侵害する差別発言であり、今後このような性的少数者に対する差別発言を繰り返すことのないよう勧告しました。

## 1 事件の概要

### (1) 海老名市議会議員による発言

本件人権救済申立事件は、海老名市議会議員が、Twitterにおいて、以下のようなツイートを行った事件です。

- ①「異常人間をほめるような記事を掲載したりすることが多いが、マスコミの責任感のない記事掲載が問題だ、異常人間が多くなれば人類の破滅、まじめな人間をほめる方法を考える、同性愛は異常なのだ、異常なことをすることを取上げる必要はない」
- ②「異常人間の行動を正当化した報道はするな、マスコミは、異常な行動をする人物を勇敢のように扱う、あなた方は、同性愛はいいことだと思うのか」
- ③「最近のマスコミの報道は欠けている、何でも珍しいことがあれば良いネタのように報道する、報道したことでその人物はなおさら優越感が出るのだ、一例が同性愛とやらだ！生物の根底を変える異常動物だということをしっかり考えろ！」

### (2) 本件発言をした理由、その後の経緯

海老名市議会議員が本件発言をした理由は、当議員によれば本件ツイートをした当日まで、同性愛について関心もなく、同性愛などに対して知識を広めようとする努力もしておらず、広辞苑の辞書にある同性愛の意味の程度での理解しかなかった、というものでした。

当議員は、本件ツイートをした翌朝、多数のマスコミ関係者から事実確認や当議員の考えを確認する電話があり反響の大きさに驚いたと主張しています。

発言後、当議員は、マスコミに対し「同性愛者や同性婚などについて、個人の自由であり、されていることなどについては、全く異存はありませんと答えた」と弁明しています。

しかし、当議員に取材をしたNHKは、「同性愛の人たちを取り上げるマスコミの報道を批判したのだが、表現に行き過ぎた点はあったと思う。同性愛は個人の自由だ

と思うが、私としては受け入れられるものではなく、書き込みの撤回はしない」と報道していました。

また、朝日新聞は当議員が、「A市議は朝日新聞の取材に対し、「酒を飲んでいて、カッときた拍子に書いてしまった。同性愛は個人の自由だと思うが、基本的には男女の別があるので少しおかしい」と話した。」と報道しています。

このことから、当議員の当会に対する弁明とNHK及び朝日新聞の報道の内容に齟齬がありました。

当議員は、長男に怒られ一切Twitterをやるなといわれて、当議員がTwitterを二度と使用できないように長男が設定をしたため、現在操作することができないと回答し、本件ツイートについては、早朝、マスコミからの電話がひっきりなしにかかってきて目が覚め、びっくり仰天したと回答しています。

このような回答から、長男から連絡がきて怒られ、アカウントを停止されるまで、問題の重要性について全く気づいていなかったと考えられることから、NHK及び朝日新聞が報道する内容の回答を行ったと考えられました。

その後、当議員は以下の対応をしたと弁明しています。

#### ア 海老名市議会議長に報告書を提出

- ①海老名市議会議員全員協議会で説明と謝罪
- ②報道関係の方へ、お詫び文を送付
- ③市民のみなさまへ「タウンニュース」でお詫び文を掲載
- ④当議員後援会役員会で、経過説明と謝罪
- ⑤海老名市議会議員全員協議会席上で報酬返上について説明
- ⑥海老名市議会定例会にて謝罪

地域の行事の出席、支持者への訪問の際に謝罪をし、忠告や同性愛に関する書籍を受け取った。

#### イ また、本事件に対して謝罪の意を示すために以下の対応をしたと弁明しています。

- ①海老名市議会12月定例会謹慎
- ②12月と1月の議員報酬返上
- ③基地対策特別委員会委員長辞任
- ④所属会派離脱
- ⑤Twitter利用の停止
- ⑥飲酒の自粛

ウ また、当議員は、「性的少数者として悩んでいる人がいることを理解したことから、今後可能なかぎり貢献するつもりでいること、Twitterで発言した内容について

は忘れようと努めている。現在、同性愛者については、同性愛や同性婚をされるのも自由であり、平等である。困ったことなどがあつたら協力も惜しまない心境である」と弁明しました。

もっとも、発言から勧告までの1年半の間に、当議員が性的少数者のために具体的な活動を行った事実はありませんでした。

## 2 勧告の理由

### (1) 性的少数者の人権

性的指向や性自認は人の性や生き方そのものにかかわるものであり、個人の尊厳の根幹部分をなし、人格的生存に必要な不可欠なものです。

人は、個人として尊重され、その人生を豊かにいきるべく幸福追求権を有し、いかなる性的指向や性自認であっても、社会的存在として排除を受けることなく、蔑視にさらされることなく、認められるべきです。また、その性的指向や性自認に関し不当な差別を受けることが憲法上保障されています。

### (2) 本件発言の内容

当議員は、同性愛者を異常人間であるとし、また、生物の根底を変える異常動物だと評しており、同性愛者に対してその尊厳を傷つけ差別し、同性愛者の人格を著しく侵害する発言をしています。

また、本件発言は、市議会議員の地位を有する当議員の発言でありその社会的影響力は大きいといえます。

当議員は、本件ツイートをするまで、同性愛についてはあまり関心もなかったと言っていますが、市議会議員は、広く社会問題に関心を持ち、市民の声をとりあげるべき職務にあるのであって、無関心であったというのであれば、その職務について誠実に執行していないと言われてもやむを得ません。

公職にある市議会議員が、市議の肩書きを表示し、同性愛者を異常動物として、人間扱いをしない発言は、一般市民に同性愛者に対する差別が許されるかのような誤解を広く植え付けるものであり、かつ、性的少数者の市政に対する大きな不安感を抱かせるものでした。

### (3) 本件発言の被害の甚大さ

当議員の発言は、SNSを利用していることから、性的指向や性自認を理由に差別を受け、悩んでいる人が容易に目に触れる事が出来る状態でおこなわれたものでした。

当議員は、本件のツイートを削除したが、今現在も、インターネットを検索すれば、当議員が行った本件ツイートが閲覧できる状態となっていることから、半永久的に本件ツイートは人の目に触れることになり、その社会的影響力は非常に大きいといえます。

2005年における日本のゲイ・バイセクシュアル男性対象の調査（宝塚大学看護学部教授日高庸晴氏）においては、自殺を考えたことがある人が65.9%、自殺未遂をしたことがある人は14%にのぼり、自殺未遂のリスクは、異性愛男性と比較すると5.98倍高いことが明らかとなっています。これらの要因は、社会が性的少数者に対する理解がなく、差別意識をもち排除した結果、自己肯定感をもてず常に生きづらさを感じているからです。

本件発言は、当事者にとって過酷な社会状況にさらに追い打ちをかけるものだったといえます。

現在、日本国内において、5%から7%は性的少数者であり、学校の1クラスに1～2人の子どもは性的少数者が存在していると言われています。

しかしながら、性的少数者についての知識や理解が乏しい日本社会においては、無知や誤った情報によるいじめなどの事象が多発しており、被害児童が不登校になったり、自傷行為を繰り返す事態となっています。

このように未成年者の性的少数者の状況を喫緊に改善すべき立場にある当議員が、無知・無理解の下、行った本件ツイートは、子どもたちの状況をさらに追い詰めるものであって、被害は甚大だったといえます。

以上は理由の概要ですが、記事冒頭にあるとおりの勧告を出すという結論に達しました。

## 3 調査を通じての所感

本件を担当した事件委員は、男性2名、女性2名の4名でした。本件に関しては、類似の事案として、日本弁護士連合会が石原慎太郎氏（当時東京都知事）に対し警告を行っていました。事件委員からは、本件発言の影響力の大きさから、本来、当議員の一連の発言は警告が相当であるという意見も出ました。

しかし、当議員は、マスコミによって大きく取り上げられたことを契機に、家族から強い非難を受けるなどして、本件ツイートが人権を侵害していることを認識し反省し、現在までのところ具体的な活動を行ってはいませんが、今後は性的少数者のために可能な限り貢献するつもりであると述べ、同性愛者や同性婚をされるのも自由であり平等であること、困ったことがあつたら協力も惜しまない心境であると述べていました。

このことから、当議員のその後の対応や反省の旨を述べている点を鑑み、警告ではなく、勧告をすべきという判断になりました。

性的指向や性自認が人と違う性的少数者（LGBT）は、1クラスに1～2人いるといわれており、どのようなコミュニティにも必ず存在しています。しかし、悩みの深い当事者ほど、当事者であることを公にできないでいます。本件発言だけでなく、日常にある性的少数者に対する表現のひとつひとつに関心を持つことが重要です。

## 特集 事件報告

# 留置施設における拘束具の不適切使用 に対する警告事件（ベルト手錠と捕縄）

委員 海野 宏行 委員 小宮 玲子  
委員 浦西 洋行 委員 近江谷 維人

2017年7月13日、神奈川県弁護士会は、神奈川県警察本部に対し、県警大和留置施設において勾留中の50代の男性に対し拘束具の不適切な使用によって怪我を負わせたとして、人権救済申立制度に基づいて、再発防止に務めるよう警告を出しました。

## 1 人権侵害救済申立制度とは

基本的人権の擁護、すなわち人権侵害の防止・救済が弁護士及び弁護士会にとって最も基本的な使命であることは、いうまでもありません。人権擁護における弁護士会の活動の中心的なものとして、市民からの人権救済申立等に基づき調査し、侵害者に対する是正・勧告等を行う人権救済申立制度があり、当会もその活動に大きな努力を重ねてきました。

調査の結果、人権侵害の事実ありと認められた場合には、「警告」、「勧告」、「要望」といった3種類の形式の事件処理を決定しています。ちなみに、警告を出すケースとは以下のような場合となっています。

「侵害者又はその指導監督機関等に対し、人権委員会の意見を通告し、反省を求めるとき。」

すなわち、人権侵害の態様、内容において違法性が高いとき、現に侵害行為が続いたり繰り返されたりしているとき、同種の侵害行為が将来繰り返される虞が強いときなどに、加害者又は指導監督機関等に「警告」という形で侵害行為の中止、是正、改善を求めることになります。

当会が「警告」をした、これまでの事案としては、

- ①2014年2月12日、神奈川県警等に対し違法捜査及びそれを隠蔽する偽証等について
- ②2010年12月9日、神奈川県警等に対し不当な取調について
- ③2008年12月11日、横浜刑務所に対し特定の職員による受刑者への不当な行為について
- ④2006年12月14日、横浜刑務所に対し領置物の保管について等があり、今回は、3年ぶりの警告事案となりました。

## 2 事件の概要

本件人権救済申立事件の申立人は、平成27年6月10日から平成27年7月27日までの間、神奈川県警本部大和留置施設に勾留されましたが、その間に合計6回保護室に収容され、そのうえ、保護室に収容されていた期間を含め、合計

7回、長時間にわたり、ベルト手錠と捕縄を併用して身体を拘束され、これにより身体の各部（腕や膝など）に内出血痕が残る怪我を負いました。これらの拘束具使用が申立人の人権を不当に侵害するものであるというのが申立ての主な内容でした。

## 3 調査の経緯

人権救済の申立てを受けて発足した事件委員会（神奈川県弁護士会の弁護士で人権擁護委員会の委員4名）は、拘置所で申立人本人と面会して事情や怪我の状況などを確認したあと、神奈川県警や関係医療機関、検察庁に照会を行うなどして調査を進め、合計10回に渡り事件委員会を開いて事件の検討を行ったうえで人権擁護委員会に報告しました。

## 4 人権擁護委員会の判断

### (1) 認定した事実

- 人権擁護委員会が認定した事実は以下のようなものです。
- ①申立人が神奈川県警本部大和留置施設に勾留されていた平成27年6月10日から7月27日までの間、同施設は7回に渡って申立人に対してベルト手錠及び捕縄を併用して身体を拘束した。
  - ②横浜地方裁判所は、申立人の代理人弁護士の申立により、平成27年8月4日に申立人の怪我の状況について検証を行った。検証調査によれば、申立人の身体には傷や痣が多数確認された。
  - ③事件委員会が平成27年11月5日に東京拘置所にて申立人と面談した際にも、申立人の四肢に線状の茶色の痣が残っているのを確認した。
  - ④平成27年8月4日時点で申立人の身体に確認された痣（平成27年11月5日時点でも一部残っていたもの）は、その箇所や形状から見て、頻回及び長時間（1回につき最短で1時間19分、最長で3時間6分）にわたり使用されたベルト手錠及び捕縄により生じた内出血によるものと推測される。

## (2) 人権侵害の有無・内容についての判断

人権擁護委員会による人権侵害の有無・内容に関する最終的な判断は以下のようなものです。

- ①神奈川県警本部大和留置施設が、申立人の勾留期間中、7回に渡って申立人に対してベルト手錠及び捕縄を併用して身体を拘束した事実には争いが無いが、同警察本部は、当該使用はいずれも法的根拠（刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律213条1項2号「自身を傷つけ、又は他人に危害を加えること。」ないし（及び）3号「留置施設の設備、器具その他の物を損壊すること。」）に基づく必要なものであったと主張している。
- ②しかし、本件において、神奈川県警本部大和留置施設が申立人を保護室に収容した上でさらにベルト手錠及び捕縄を併用した具体的事実経過などを一切明らかにしようとしないうから見ても、申立人を保護室に収容した上、さらにベルト手錠と捕縄の併用までをする必要性、及びこれら戒具を頻回かつ長時間にわたり使用することの必要性については、強い疑問が残ると言わざるを得ない。なお、「他人に危害を加えること」は保護室の性質上単独収容であるからあり得ないことは言うまでもない。
- ③また、法的根拠に基づいて行われるベルト手錠及び捕縄の使用の正当な目的がある場合であっても、実際のこれらの使用による身体拘束は、被留置者による法213条1項各号の行為を防止するために必要最小限度においてのみ許容されるものであり、その使用態様については、被留置者の身体に対する不当な損傷を生じないよう十分な配慮がなされる必要がある。
- ④すなわち、平成19年2月16日付け日本弁護士連合会のパブリックコメント（国家公安委員会関係刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律施行規則案に対する意見）にもあるように、ベルト手錠や捕縄は、誤った使用により留置者を傷つけるおそれの高い戒具であるから、使用する拘束具の材質の指定・限定等も含め、十分に注意・配慮された使用が行われなければならない。
- ⑤この点については、警察庁も平成19年5月発信の「国家公安委員会関係刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律施行規則案に対する意見の募集結果」において、「被留置者の身体を不当に損傷しないように、戒具の適正な使用について各都道府県警察を指導します。」と述べている。
- ⑥しかし、神奈川県警本部は、神奈川県警本部大和留置施設が申立人に対し、ベルト手錠と捕縄を複数回にわたり併用して申立人の身体を拘束した事実を認めている一方で、ベルト手錠と捕縄の使用方法について定めた規則や指針の存在及びその内容を一切明らかにしない上、申立人に対して実際に使用したベルト手錠及び捕縄の形状、サイズ、材質等の仕様や捕縄の具体的な使用方法（縛っ

た部位や具体的な縛り方など）についても一切明らかにしていない。

- ⑦他方、当該ベルト手錠及び捕縄の使用（併用）により、申立人において内出血痕が残った事実が認められるのは上記のとおりであるところ、これらの傷（痣）は検証調書の写真を見る限り、内出血痕の多さ、その濃度、残存している期間等からみても、尋常なものではない。
- ⑧このような状況においては、裁判所の検証調書が示すような内出血痕が残る拘束具の使い方が必要最小限度を超えた不適切なものであったと推認せざるを得ない。
- ⑨従って、神奈川県警本部大和留置施設が平成27年6月10日から同年7月27日までの申立人の勾留期間中、複数回に渡り申立人に対し、身体各部に内出血痕が残るような使用態様で手錠及び捕縄を使用したことは、拘束具の必要最小限の限度を超えた濫用があったといえ、申立人の人権を侵害したものと云わざるを得ない。

## 5 調査を通じての所感

本件を担当した事件委員は、まず最初に、裁判所の検証調書に添付された写真が示す状況に驚きました。もちろん、拘束具の使用態様や使用状況については警察によって一切明らかにされていないため、写真が示す怪我と拘束具の使用の因果関係は直ちに明確ではありませんでしたが、傷の程度が「ただ事ではないな」という思いを誰もが抱きました。

そういう意味では、本件は、写真という視覚的な証拠が法的手続において持つ意味の大きさを弁護士として実感させられる事件でした。また、申立人の状況を最初に確認してそれを直ちに供述録取書にまとめた国選弁護士、そしてそれを受けて直ちに裁判所に証拠保全（検証）の申立を行った申立人の代理人弁護士の行動は、初動として最適なものであり、同じ弁護士として深い感銘を受け、頭が下がる思いがしました。

本件における人権擁護委員会の結論が上記のようになった最大の要因は、検証調書が示す写真であったことに他なりません。

本件の調査では、人権及びその侵害の有無の判断に関し、自分らとはまた違うであろう意見の存在にも思いをめぐらせながら、人権として守られるべきもの及びその結論を導く上での他者への説得力という点についても事件委員間で検討することができた時間はとても充実したものになりました。私たちのこのような経験からも、できるだけ多くの会員の皆様に、実際の人権救済申立事件をご担当いただき、具体的な事例の中で人権というものを検討してみることを通じて、人権及び人権侵害につき弁護士会が社会に発信する意義というものについて関心を持っていただければと思います。

## 部会報告



## 憲法問題及び基地問題調査研究部会

## 横須賀基地学習会

委員 山岡 遥平



1 人権擁護委員会憲法基地部会では、平成29年7月14日に事前学習会を行った上、同年9月15日、横須賀基地見学の学習会を行った。

7月14日の学習会では、横須賀基地を巡る法的課題を学ぶことを目的に、呉東正彦弁護士を講師に迎えた。呉東先生からは、イージス艦の衝突について、海上保安庁の調査がなされるべきであること、米兵の犯罪において、警察が及び腰であること、思いやり予算には地位協定以上の根拠がないこと、原子力空母の原子炉について、日本政府は情報提供を受けていないこと、トモダチ作戦において被爆した米兵が米国において東京電力相手に大規模な訴訟を提起していること等、横須賀基地を巡る様々な法律問題について講義して頂いた。

2 こうして横須賀基地を巡る問題を念頭におきつつ、9月15日、非核市民平和宣言ヨコスカ/ヨコスカ平和船団の新倉裕史さんから講義を受けた上、新倉さんにもおつきあい頂き、YOKOSUKA軍港巡りの船で横須賀の自衛隊施設、米軍施設を海の上から見学することとなった。

新倉さんの講義では、横須賀を母港としているイージス艦が多く、横須賀を母港とする11艦中5艦もが事故を起こしていること、この事故は、前進配備による乗組員の負担増という、乗組員の行方不明事件と根を同一にする、構造的な問題があるのではないかという指摘があった。また、米軍艦の事故について、国内法の適用もあり、日本の海上保安庁にも任意の捜査権限はあって、今後もしっかりと捜査してもらうためにも、事実これが行われていることをしっかりと周知しないといけないとお話もあった。

さらに、自衛隊法95条の2によって可能になった米艦防護は、存立危機事態等でも行われる一方、国会の承認

も不要で、原則として公表も不要なもので、危険である旨の指摘や、柔軟抑止選択という、2015年の日米ガイドラインによって合意された協力項目で行われる、米空母と自衛隊艦の、政治的意図を持った共同訓練の重要な拠点に横須賀基地がなっていることの指摘もあった。

一方で、自身の父も基地で働いていたという新倉さんは、基地で働く人が多い横須賀の現実に即した活動をしており、これを無視しては横須賀で反基地活動をできないという。さらに、兵士の人権や、自衛官の任務に対する意識（戦争に参加するために自衛隊に入ったのか？）にも目を向け、これを平和活動に生かしていくべきである、という。このような考えを新倉さんは持ち、毎月末デモを行い、平成29年9月でなんと500回を迎えたそうだ。

3 このような講義を聴いて、いざ軍港巡りの船に乗ることになった。船は、室内から外が見られる1階と、2階のデッキに別れていた。乗り込むと、テーマパークのアトラクションのように、係員の男性が軽妙なトークで各船体を紹介する。六角形のボードが付いているのがイージス艦であることや、米軍の潜水艦、廃船となった木製の機雷除去船、最新装備を搭載する訓練船、護衛艦いずもの紹介など、豊富な知識で、わかりやすく説明していたのが印象的だった。

その一方で、事故を起こした修理中のイージス艦については、最初に見えたにもかかわらず、船内でのアナウンスでは一切触れなかった、ということ了新倉さんは説明して下さった。商業的な面から、軍への配慮も必要ということなのだろう。

実際に軍港巡りをしてみると、横須賀基地には多くの船がやってきており、米国にとっても重要な施設となっていることが実感できた。

(表紙の写真は、本学習会時に福田委員が撮影したものです)

## 部会報告



## 憲法問題及び基地問題調査研究部会

## 米艦防護の行く先に何があるのか

委員 福田 護



2017年5月2日の北朝鮮「労働新聞」は、日本が米軍の兵站基地、出撃基地になっているとし、「日本が真っ先に放射能の雲で覆われる」と強調した。そのとき、米空母カールビンソン艦隊が日本海に展開し、そこに向かうとみられる米補給艦リチャード・E・バードの防護活動に、自衛隊最大の護衛艦「いずも」が、横須賀基地から出動していた。

このいわゆる「米艦防護」は、安保法制で新設された自衛隊法95条の2による米軍等の部隊の「武器等防護」の発動である。戦時ではない「グレーゾーン」での自衛隊の武器使用権限を拡大したもので、南スーダンPKOに「駆け付け警護」の新任務が付与されたのに次ぐ、安保法制の適用第2弾である。防護の対象となる米軍の「武器」には船舶や航空機も含まれ、たとえば他国から米軍の艦船に武力攻撃に至らない程度の侵害があったとき、付近にいる自衛隊の護衛艦が米艦を防護するため武器を使用できるとするもので、それには自衛艦のミサイル発射までも含まれるとされる。

北朝鮮から見れば、アメリカとの対立関係が極度に緊迫するなかで、日本がアメリカと一緒に具体的な軍事的行動をとり、明確な敵対当事国としての立場を明らかにしたものと映ったに違いない。

また、2017年5月以降、自衛隊の補給艦が、北朝鮮のミサイル警戒活動中の米イージス艦に給油を繰り返していたことが、9月15日になって報道された。これは3番目の安保法制適用例で、平時における自衛隊による米軍への物品・役務の提供を大幅に拡大した自衛隊法100条の6に基づくものである。

もう一つの特徴的な動きとして、8月下旬に、核兵器搭載可能な米軍のB52爆撃機が日本列島上空を通過して日本海へ抜けた後、自衛隊のF15戦闘機が共同訓練をし、B52の飛行特性を把握し、編隊を組む動きを確認するなどしたという。これは11月19日になって報道された。

こうして日本は、北朝鮮と明確な軍事的敵対関係に立とうとしている。そうして、ミサイルが日本上空を通過するたびに「アラート」が鳴り渡り、地下や堅固な建物への避難が呼びかけられ、交通機関がストップする。この国はいま、とてつもなく危険な方向に動き出してはいないか。

気になるのは、上記の3つのできごとが、どれも政府の公式発表ではなく、政府関係者からの非公式な情報提供によるマスコミ報道だということ、そして後の二つは3,4か月も経ってからの事後報道だということである。関連して、上記武器等防護の運用指針は、米軍等の警護の実施中に「特異な事象が発生した場合」に「速やかに公表する」としている。つまり異常事態が発生した場合に事後的に公表するだけで、あとは政府の判断次第ということになっている。

もう一つ注意しておきたいのは、この武器等防護ができるのは、「自衛隊と連携して我が国の防衛に資する活動に現に従事している」米軍等と規定されている。しかし、「いずも」が防護した米補給艦は、米軍が独自に北朝鮮に圧力を加えている空母艦隊への補給に向かっていたのであり、「自衛隊と連携して」我が国の防衛に資する活動をしていたといえるのか、根本的な疑問がある。北朝鮮に対抗する米軍の活動であれば「我が国の防衛に資する」というなら、現状ではいつでも自衛隊が米軍を防護できることになってしまうだろう。

同じことは、「我が国の防衛に資する情報の収集」活動をしている自衛隊が「共に現場に所在する」米軍に物品・役務の提供ができるとする自衛隊法100条の6の適用についてもいえる。

大戦後も絶えずどこかで戦争を続けてきた米軍の活動に、こうして自衛隊がのめり込み、その行き着く先がどこにあるのか、私たちは本気で考えないといけない。

## 部会報告



## 両性の平等に関する部会

## 子の利益から考える面会交流

委員 齊藤 秀樹

## 1 家裁の現状（原則実施論）

司法統計では、一般民事の事件数が減少している（地裁の新受件数は平成12年に比較して平成28年はほぼ半分）なか、家事事件とりわけ子の監護に関する事件が顕著な増加傾向（平成20年と比較してほぼ倍増）を示しており、とりわけ、面会交流を巡る紛争は、数だけでなく、内容も当事者の対立が厳しく、解決困難な事案が目立っているという印象である。

面会交流は、以前は、離婚事件の付随的な紛争だったが、今は、主たる争点、というよりも、面会交流についてどうするかということが真っ先に議論されることが多くなった。

両性の平等部会でも、毎月の会議で取り扱う様々な議論のなかで、困難事案として協議する事案は面会交流が争点となっているケースがほとんどである。人権擁護委員会が毎年行っている自治体との協議会でも、必ず話題になるのが面会交流事案で、こんなに高葛藤なのに、なぜ弁護士は面会交流を当事者に勧めるのかという疑問が行政機関から出されるのである。

近時の家裁実務は、面会交流については原則実施論を採用している。つまり、面会交流を禁止／制限する特段の事情がない限り面会交流を実施するというのである。平成23年の民法改正の頃から東京家裁を中心にこうした運用が進められ、現在では、横浜家裁はもちろん、地方の家裁もほぼもれなく、原則実施で運用されている。近時は、3回程度で調停合意ができれば速やかに審判移行するという裁判官もあり、さらに、調停合意や審判で決まった面会が履行されないと、間接強制の申立までされる事案

が増えてきている。

## 2 原則実施論の問題点と弊害

しかし、問題は多い。原則実施論を支える理念は、親との離別が子にとって否定的な感情体験であり、非監護親との交流継続は子が精神的な健康を保ち、心理的・社会的な適応を改善するために重要で、子の福祉の観点から面会交流は有用というもので、「我が国及び海外の心理学の諸研究」という知見を前提としている（家裁月報64巻7月1ページ・細矢郁ほか）。しかし、この論文については近時、心理学的知見を都合良くつまみ食いして引用するなど、論文としての価値に疑問が生じている（法の苑65号・長谷川京子）。

両親が高葛藤で、面会交流自体不適切な場合にも強要することは実際にも弊害を生じさせている。アメリカでは面会交流中などに年間60件以上もの子に対する殺人事件が発生している（7年間で475件という報道）。離婚後も共同親権が採用され、面会交流も厳格に行われているアメリカでなぜ、面会中などにかくも多くの子どもが実の親に殺されてしまうのか。自分の元を去った元パートナーに対する復讐心が背景にあるとの報道もある。同様の傾向はイギリスやオーストラリアでも見られることである。そして、日本でも類似の事件が起きてしまった。平成29年1月、長崎県諫早市では、面会交流の機会に元夫が元妻を子の前で殺害、さらに、同年4月には兵庫県伊丹市で4歳の少女が面会中の父親に殺害された。もはや対岸の火事ではない。

面会交流が全ての子にとって利益になる訳ではないことは、このような調査にも現れている。DV被害を受け離別してから5年から10年経過した後の母

子の健康状態を調査した東京大学医学部の研究グループによると、5年以上経過してもDV被害を受けた経験のある母親の9割が不安症状、8割が抑鬱状態から抜け出せず、さらに、面会交流を実際に行っている子と行っていない子の様子を比較すると、面会を行っている子の方が非行や抑鬱状態と言った問題行動を多く発症していることがわかってきた(Kita SほかOpen Journal of Nursing2017)。

### 3 恐ろしい面前DV

こうした折り、一部国会議員が、離婚後の面会交流をより積極的に行わせることを主眼とした親子断絶防止法の立法化を企てている(議員立法)。離婚や別居前に面会交流について取り決めをするように促す等の義務を行政機関に課すことを主たる内容とする立案であり、これを推進する親グループがこれまで積極的に活動してきた。しかし、平成28年秋ころから、会いたい親の利益ばかりが優先されている、DV被害者や子の利益保護が不十分だという意見があがり、現在、一定の修正を加えた案を各党で検討している段階である。ポイントは、そもそも離婚家庭において、面会交流が子の利益に資するという前提が正しいのか、また、DVを身体的DVだけに限定すると、ほとんどのケースで被害者保護に欠けることになってしまうことだ。

平成13年にDV防止法ができた当初に見られたひどい身体的暴力を受けたという事案は近時まれである。かわって、非身体的暴力つまり、言葉の暴力や経済的暴力、性的暴力さらに社会的隔離(人間関係を制約する)が顕著な事案が増えている印象がある。問題なのはこうした非身体的暴力の被害を過小評価する傾向が社会にもまた司法にも支配的であるということだ。身体的暴力がない事案と聞くと暴力被害は軽微だととらえられてしまうのである。

しかし、実はそうではない。むしろ身体的暴力よりも非身体的暴力の方が被害が深刻で、特に子に与える影響は深刻であることが医学的知見からすでに明らかになっている。福井大学医学部友田明美教授

がハーバード大学と共同で行った研究によると、不適切な養育(いわゆる虐待)は子の脳に深刻なダメージを与える、暴力や暴言にさらされた子の脳には変形が生じ、さらに、自らは暴力も暴言を受けていないが、家庭内で両親間のDVを見聞きする(いわゆる面前DV)だけでも、子どもの視覚野に変形が生じることがわかっている。視覚野が損なわれると、他人の表情を読み取れず、人間関係の形成が円滑にいかず、成人しても引きこもりになる原因となる。しかも、同じ面前DVでも、暴力行為を目撃するより暴言を見聞きする方が6倍もの割合で脳に変形を生じさせるというのであるから、家庭内にいる子にとって、両親間の紛争を見聞きすることがもっとも深刻な暴力被害である(「子どもの脳を傷つける親たち」NHK出版新書 なお、「自由と正義」2015年6月号)。

### 4 子の利益のための代理人活動

ところが、こうした知見が立法でも、また司法の分野でも十分に活かされていない。

友田教授によると、子どもの脳は回復力も持ち合わせているので、脳にダメージが生じたとしても、適切な対処をすれば回復するのであり、そのためにも不適切な養育を両親は繰り返してならないと警鐘を鳴らす。愛着形成した親との安心安全な環境こそ大事なのである。

面会交流が本当に子の利益になるのかどうかは、子が安心安全な環境で生活できることを前提に、親の利益とは別に子どもたちの観点から考えるべきでないか。

## 部会報告



## 外国人の権利に関する部会

## 外国人・難民と共に生きる！

## ～駒井知会弁護士が語る外国人事件のやりがいと課題

委員 小豆澤 史絵

2016年末の外国人登録者数は238万人を超え、20年前と比べると100万人余増加しました。その間に日本人の人口は減少に転じ、今後、労働力として外国人の受け入れを進めていくことは不可避に思われます。しかしながら弁護士の間では、残念ながら依然として外国人事件への関心が高いとは言えないのが実情です。

そこで、当会出身で、現在、難民や入管事件の第一人者として活躍されている駒井知会先生（東京弁護士会旧60期）に、難民や外国人事件に取り組むようになったきっかけ、やりがい、そして今後の夢について語っていただきました。

**小豆澤：**もともと難民法の研究者を目指していたと伺っていますが、そもそも難民の問題に興味を持たきっかけを教えてください。

**駒井：**小学生の頃に、当時住んでいた西ドイツでベルリンの壁を見る機会があって、強い印象を受けました。理不尽さに阻まれて、人間として当たり前の生活が出来ない人たちのために何かしたいという気持ちが生まれたのですが、子どもの頃からとても不器用で、人見知りするようなどころがありましたので、人の前に出て行くお仕事は無理だなあと。

**小豆澤：**今の駒井さんからは、想像もできないですね（笑い）。

**駒井：**それで、大学に入る頃には、人とあまり関わらないで、世の中の役に立つ仕事ということで、研究者が良いかなと思っていました。世の中で一番困っている人を助けたいという想いがあるって、それなら難民だろうということで、難民法の勉強を始めました。小学生の頃西ドイツに住んでいたことは先ほど申し上げましたが、ベルリンの壁沿いに、沢山の白い十字架が並んでいたんです。親から教えてもらったのですが、それらは、壁を乗り越えようとして犠牲になった人たちを追悼するための、御遺体の

入っていないお墓だったということで、子ども心にショックを受けました。それからずっと難民を巡る問題一筋に関心を持ち続けていたというわけではないのですが、今思うと、難民に関心を持つ背景になっているのかなと思います。

**小豆澤：**その後、研究者から弁護士へと進路を変えられたわけですが、これはどんなきっかけからですか？

**駒井：**東大の大学院の修士課程を卒業する年に、オックスフォード大学の難民研究センターが国際難民法などを学ぶ強制移住研究の修士課程を作ったので、何か焙られるような強い衝動に駆られて、イギリスに留学しました。イギリスで、オックスフォード大学とLSE (London School of Economics and Political Sciences) の二つの大学院（修士課程）を卒業した後、日本に戻って東京大学法学部博士課程で研究を続ける道を模索するかで迷ったんですが、日本が難民を受け入れていないという現実があって、それをイギリスの学友たちからも指摘されていたので、実務の世界で難民を助けたいという気持ちが強くなっていったんですね。今は、激しく後悔しているんですけど（笑い）。

それで弁護士を目指して、司法試験に合格しました。最初は法テラスの事務所で働きながら、自分なりに難民支援したいと考えていて、一年間の養成期間として、(故)小長井雅晴先生の事務所にお世話になりました。本当に、本当に素晴らしい先生で、手取り足取り弁護士業務を教えていただいた日々がどんなに貴重なものだったか、改めて胸に沁みます。小長井先生にも事務所の方々にもどんなに感謝してもきれません。

**小豆澤：**そこで、外国人部会とも運命的に出会ったわけですね（笑い）。当時私は、無国籍の人たちの裁判と一緒にやってくれる人を探していたところ、当会会員の三木恵美子先生から、難民に関心がある面

白い新人の弁護士がいると教えていただいて、まず部会にお誘いして、その後、関東弁護士会連合会（関弁連）の委員をお願いしました。今思うと、それが駒井さんの弁護士としての人生を決定的に変えることになったんですね。

**駒井：**そうですね。関弁連で出会った先生から難民事件をいくつか紹介してもらいました。そのあと2012年に東京弁護士会の先生方と、イギリスの入管収容施設などの視察に御一緒させていただきました。ロンドンでお夕食に皆で行きましたときに、難民認定申請者のサポートや入管問題にがっつりと取り組みたいというお話などをさせていただく中で、児玉晃一先生に、事務所に置いていただいてもいいとお声掛けいただきまして、感激致しました。この道の第一人者の先生のそばで学ばせていただけることは、生涯の宝になると思えました。ただ、正直、小長井先生の事務所でも、大変大切にさせていただいておりましたし、横浜弁護士会（当時）を出て行くことにも、躊躇などという言葉では到底表現しきれない悲しみがありました。いつか部会長になって、部会を牛耳ることが私の野望でもありましたので（笑い）。

**小豆澤：**東京に移ったときは、事件数としてはほぼゼロからのスタートだったんですか？

**駒井：**はい。移籍当時は手持ち事件は、難民案件幾つか以外ほとんど無くて、どうなるかと思ったんですが、入管収容施設の被収容者から電話がかかってきたり、本当にありがたいことに、支援団体の方々や弁護士の先生方から案件を紹介してもらったりして、次第に事件数が増えていきました。あと、東日本入国管理センター（茨城県牛久市）に面会に行ったときに、バスの待ち時間や車中などで趣味のフェイスブックに投稿したりしているのですが、それを読んで下さった方々が事件を紹介してくれたりしましたね。

**小豆澤：**駒井さんが、どんな事件でも熱心に取り組んでこられたからだと思います。今は外国人事件が全体の何割くらいですか？

**駒井：**9割を超えています。

**小豆澤：**難民や入管事件は許可率や勝訴率が低いのでしんどくないですか？

**駒井：**確かにしんどいです。ただ最近、コンゴ民主

共和国の方で難民認定を勝ち取ることができました。日本に来て（空港申請から）7年半、2回目の申請（異議申立段階）でやっと認められた方です。私が御一緒したのは、最後の2年ほどでしたが、彼が難民認定の結果を聞いたときに、「自分もこれから人生に希望を持っていいのか。」と言ったんですね。そういうのを聞くと、やっけていて本当によかったと思います。もちろん、依頼者が収容されてしまったり苦しんでおられるのを見るのはとても辛いですけど、仮に結果が厳しくてもあまり恨み言を言わない方が多いです。

**小豆澤：**それは、駒井さんが依頼者に寄り添って、彼らの主張にきちんと耳を傾けているからだだと思います。

ところで、関弁連や東弁で外国人関係の委員会の委員長も経験されて、各地で講演をしたり、大学で教えられたりと目覚ましい活躍をされている駒井さんですが、最後に今後の目標を聞かせてください。

**駒井：**小説を書くことですね（笑い）。先日、難民申請の異議が棄却された直後に強制送還されたスリランカ人男性の事案で、「裁判を受ける権利」の侵害等を主張して裁判を起こしました。東日本入管センターに収容中のカメルーン人男性の死亡事件についても、つい最近、仲間たちと提訴までこぎつけました。とにかく、日本の難民審査制度や収容・送還の制度は、理不尽なこと、非人道的と言ってしまいたいことが目立ちすぎます。とても残念なことですが、あまり知られていないそれらの問題を世の中に訴えて、先輩方や仲間たちと一緒に、少しでも変えていけるように力を尽くしたい。そして、後輩に引き継いでいきたいです。



松本で行われた関東弁護士連合会主催の交流会にて、駒井知会先生（前列右から2人目）を囲んで。

## 部会報告



## 働く人の権利に関する部会

## 働く人部会の活動報告

委員 鈴木 兼一郎



本稿では、今年の働く人部会での取り組みについてご報告及び部会の活動の宣伝をいたします。

## 1 若手向けの研修会、労働事件についての体験報告・意見交換会

(1)働く人部会では2017年より、新入会員を中心とした若手会員を対象に、労働事件を担当するにあたっての悩みを解消することを目的に、労働審判をテーマに研修会を行うとともに、4回の連続講座で労働事件の経験交流会を開催することとした。

(2)研修会は、3月27日に実施され、松本育子会員が講義を行った後、若手の石畑晶彦会員、山口毅大会員が個別事件の紹介をした。労働審判の概要や申立てにあたって注意すべき事項を把握でき、また、個別の事件についての報告によって、更に具体的な内容を把握できる機会となった。

その中でも強調された点であるが、労働審判においては第1回期日において、審判員に事案を十分に把握してもらうことが重要である。このため横浜地裁7民事部においては、陳述書に添付した証拠資料に関しては、陳述書とともに審判員に送る運用がなされている。この運用は、東京地裁では採用されていない、特色のある制度であり、2017年の弁護

士会と第7民事部の協議会でも、従前どおりの扱いを続けていくことが確認されている。労働審判に関わる場合には十分活用されるようお勧めする。

(3)経験交流会は、年4回の連続講座のうち現在3回分が終了している。若手弁護士がテーマごとに体験報告をし、質疑応答を行った。

第1回は、5月22日、海渡双葉会員が、「解雇」事件をテーマに事案を紹介した。能力不足を理由とした解雇について、どのように証拠を収集し、どのように主張を組み立てたか、工夫した点はどのようなところなのかなど、生の事件に触れる貴重な機会となった。

第2回は、7月13日、林裕介会員が「賃金」事件をテーマとして事案を紹介し、松本育子会員からアドバイスがあった。未払賃金及び残業代の請求の事件について、労働審判の申立、審判、訴訟への移行、和解での解決までの経過を報告され、未払賃金及び残業代という「賃金」に関する知識だけでなく、労働事件にかかる手続の流れについても知ることができた。

第1回、第2回のいずれの会も40名以上の会員の参加があり、質疑応答も活発であった。

(4)第3回は、11月21日に、「マタハラ」事件をテーマに山口毅大会員と中瀬奈都子会員を講

師として、最終回は、2018年1月29日18時半から、笠置裕亮会員を講師とし労災事件をテーマに取り上げる予定である。

## 2 ワークルール教室の実施

昨今ブラックバイトの問題が明るみに出るなど、学生がワークルール(労働者の権利、働く上での決まり)を知る機会を保障することが必要となっている。

働く人部会では、ワークルールの出前授業を企画しており、県内の中学、高校に宣伝をしているが、まだまだ認知度が低い。ワークルールに関心のある関係者の方がいれば、ぜひご連絡いただきたい。

(下記チラシ参照)

## 3 働く人の法律相談

弁護士会では以前より関内の弁護士会館で、「働く人の法律相談」を行っているが、2017年3月から法テラスの要件を満たす方を対象に「賃金に関する法律相談」を行っている(相談料無料)。

市民が労働相談をできるだけ利用しやすくできるよう、労働相談を無償化することはかねてから当部会の課題であった。それが、限定はあるものの、実施できたことは前進である。この窓口の利用が増え、更に利用しやすい窓口となるよう努力していきたい。

**弁護士に聞いてみよう！**

# 労働問題出前授業

ワークルールを学ぼう！

授業内容

「ワークルール」とは、労働者の権利や、雇用主が守らなければならないいきまりのことです。ブラック企業や、ブラックバイトで被害を受ける若者が増えています。正しいワークルールを知ることは、生徒が将来にわたって安心して働くための基礎となる、大事なことです。この出前授業では、労働問題に詳しい弁護士が、ワークルールやブラック企業に見分け方などについて、やさしくお話しいたします！



担当講師

労働問題に詳しい弁護士が中高生にも、分かりやすくお話しします。

授業時間

原則として一コマ単位(時間は応相談)

講師料

目安：弁護士一人、1時間あたり1万円程度をお願いします。  
(ご要望がありましたら、弁護士会までご相談ください)

申込方法

(1) 出前授業実施希望日の2か月前までに、別添の申込用紙に必要事項を記入し、神奈川県弁護士会法教育センター宛に、FAX又は郵送にてお申込みください。

(2) 実施日程については、申し込みの際、希望日時を複数ご記入ください。担当弁護士と調整の上、後日日程をご連絡いたします。



お問い合わせ先

横浜市中区日本大通9番地 神奈川県弁護士会  
法教育センター  
電話：045-211-7711 (担当 弁護士会事務局)  
FAX：045-211-7718

## 委員会報告



## 2017年の人権擁護委員会の活動について

委員長 本田 正男



## 1 人権擁護委員会の活動について

人権擁護委員会の活動は、およそ2種に分かれます。

1つ目は、人権侵害を受けたという市民からの申立てを受けて調査を行い、必要があれば人権侵害行為を行った相手に警告や勧告を発する人権救済活動です。弁護士法1条1項は、「弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする」と規定していますが、この規定を受け、神奈川県弁護士会においても、弁護士会として、人権侵犯事件に対する調査・措置を行う制度が設けられているのです。

もう1つの活動は、様々な人権課題についての調査研究や、講演会や学習会の企画、無料相談の実施などを行う活動です。様々な人権課題について専門的に調査研究を行うため、人権擁護委員会では委員会の中にさらに以下の5つの部会を設け、全体委員会とは別に並行して部会単位でも活動を行っています。

- ①両性の平等に関する部会（性別によって社会的に弱い立場に置かれてしまっている女性の権利や福祉を図る視点から、DV被害者の保護や性別にまつわる人権問題に取り組んでいます。）
- ②憲法問題及び基地問題調査研究部会（神奈川県弁護士会では4年ほど前に憲法を取り巻く危機的な状況に対応するため憲法問題に包括的にまた正面から取り組む組織として憲法問題対策本部が立ち上がりましたが、基地部会では、この憲法問題対策本部とも連携をとりながら、憲法を土台に米軍基地の孕む諸課題に取り組んでいます。）
- ③外国人の人権に関する部会（入管実務や難民援

助、外国人の法律相談など日本国籍がないことから弱い立場にある方々の人権問題に取り組んでいます。）

- ④働く人の権利に関する部会（労働審判や働く人相談、110番活動などいわゆる労働者側の立場から、使用者側に比較して社会的に弱い地位にある方々の人権問題に取り組んでいます。）
- ⑤医療と人権部会（医療に関する諸問題に取り組んでいます。）

この人権かながわ2017では、医療と人権部会を除く4つの部会から個別に部会の活動報告を執筆してもらっていますので、部会の活発な活動についてもぜひご参照ください。

以下では、上記の整理に従い、人権救済申立事件と、各部会を中心とした様々な人権課題に関する取り組みに分けて活動の概略をご報告させていただきます。

## 2 人権救済申立事件と勧告事案について

神奈川県弁護士会に対する人権救済事件の申立件数については、数年前には年間40件程で推移していましたが、2015年度は27件、2016年度は32件、今年度は、この原稿を執筆している11月上旬の時点で20件という件数に止まっています。申立てのうち半数程は例年横浜刑務所内における人権侵害行為を問題にするものですが、その他にも刑事事件手続きや、学校でのいじめなど各種の人権侵害行為について申立てがあります。

そして、この1年間を振り返りますと、2017年6月に性的少数者の人権を侵害する市議会議員の差別発言に関して勧告、2017年7月には戒具の不適切な使用によって被留置者の身体を不当に損傷したとし

て神奈川県警本部に対し警告を発しました。この人権かながわ2017では、この2件の警告と勧告の事件について、それぞれ特別に報告を行なっていますので、詳しくは、そちらをご参照下さい。

ちなみに、神奈川県弁護士会のホームページには、2006年度以降の人権救済勧告等の一覧も掲載されていますので、よろしければそちらもご参照いただければと思います。

<http://www.kanaben.or.jp/profile/gaiyou/torikumi/jinken/kankoku/index.html>

### 3 様々な人権課題に関する取り組み

前述のような各部会の活動はそれぞれとても活発で、人権擁護委員会の委員会全体としての活動の総体は大変な質と量になります。

イベント等についても枚挙にいとまがありませんが、憲法の連続講座として、5月30日に共謀罪、7月31日にヘイトスピーチ、9月29日に憲法9条と改憲問題、11月28日に憲法24条について、それぞれ第一線の講師を招いて講演会を開催した他、10月27日には朝鮮学校の高校無償化排除と補助金の問題を考える講演会、11月2日夜間中学のドキュメンタリー映画の鑑賞会を開催しました。

また、当会は、3月には、神奈川県に対し、神奈川県朝鮮学校へ通う児童・生徒への学費補助を行うことを求める会長声明と、川崎市に対し多文化共生を推進する人権条例の制定を求める会長声明を、7月

には最低賃金の大幅な引き上げを求める会長声明を、それぞれ発表していますが、これらの発表については、いずれも人権擁護委員会（の各部会）の積極的な活動が下支えになっています。

なお、神奈川県弁護士会のホームページには、1998年度以降の会長声明・決議・意見表明が掲載されていますので、ご参照いただければと思います。ちなみに、本年度の一覧は以下のとおりです。

<http://www.kanaben.or.jp/profile/gaiyou/statement/2017/index.html>

加えて、6月9日には全国一斉労働相談ホットライン、6月23日には女性の権利110番などもそれぞれ実施しています。

<http://www.kanaben.or.jp/news/event/2016/index.html>

人権擁護委員会では、現在も、川崎のヘイトスピーチの規制に向けた取り組み、神奈川県が積極的な受け入れを表明している外国人家事支援労働者の受け入れを巡る問題の検討、神奈川県下の女性保護事業の改善に向けた取り組み、後見人による医療同意の法的問題点の検討など数多くの人権課題に日々前向きに取り組んでいます。

弁護士会の人権救済活動は、弁護士法の規定する基本的人権の擁護を実現する活動として、弁護士や弁護士会の存在意義を支える本質的で大切な任務の一つです。その意識と誇りを胸に今後とも人権擁護委員会の活動の一層の充実や活性化を図っていきたいと思っています。

